

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 6 2 号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月5日
議案第 6 3 号	宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 4 号	宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 5 号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 6 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決 (賛成多数)	
議案第 6 7 号	宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 8 号	宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 9 号	訴えの提起について	可決 (全員一致)	
議案第 7 1 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 2 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 3 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 4 号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和元年 5月31日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

② 令和元年 6月 5日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

③ 令和元年 6月24日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

(◎は委員長、○は副委員長)

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第62号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
宝塚山手台地区における地区計画の変更に合わせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地、構造又は用途に関する事項の制限を、建築基準法の規定に基づき、当該地区計画区域内における建築物の制限として変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	山手台地区計画の計画図の中で集合住宅地区Ⅱとなっている区域で、今現在マンションが建っているところの北側に当たるところには、集合住宅の建設予定があるのか。
答1	今現在、事業主からはその地区に集合住宅を建設する方向性を撤回したと聞いているが、都市計画上は集合住宅地区Ⅱのままになっている。今後事業者とも協議し、必要であればタイミングを図って変更を行いたいと考えている。
問2	山手台地区は毎年地区計画の変更を行っている。開発事業者が1事業者であるためそうした変更ができていますが、事業者が複数になると地区計画の変更には相当手間がかかるのではないか。
答2	権利者が複数になると相互で話し合いをして合意点を見出していくことになり、利益が相反すると時間がかかると思われる。既存の市街地で既に地区計画を指定している地区の中には変更に足かけ二、三年かかっていることもある。まちづくりを考える上で基礎から話し合いを行い、アドバイザーを派遣するなどして、その上でまちの姿をつくっていくことになるので、計画の変更には相当時間がかかると思われる。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p>議案番号及び議案名 議案第63号 宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>農業保険法施行規則の一部改正に伴い、家畜共済において事故除外方式の見直しを行うほか、園芸施設共済において組合員資格の見直し、加入要件の適用除外の見直し、及び小損害不填補の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 農業共済について、一部対象を除外すると掛金が安くなるということだが、農業者が不利になってはいけない。今回改正する内容について、どのような事例が想定されるのか。</p> <p>答1 家畜共済について、例えば火災など、ほとんど起こらない事故の場合の廃用は適用を除外することができるようになる。既に事故除外方式は導入されており、改正前でも火災等による死亡、廃用の両方を適用除外する制度はあったが、今回の改正で廃用のみを除外することができることとなり、選択肢が広がったものである。これは全国の農業者から要望されたものと考えられる。</p> <p>問2 共済事故としないものとして、「火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因による廃用以外の廃用」とあるが、どのような場合か。</p> <p>答2 日常的に発生する病気などの場合は対象としないということである。</p> <p>問3 家畜の牛が突然死亡する事例はあるのではないか。</p> <p>答3 比較的に乳用牛は事故が発生しやすいが、肉牛は事故の発生が少ない。市内の農家でも事故が少なく、危険段階が低いところもあり、そのような農家にとっては今回の改正は魅力もあるのではないかと考えている。</p> <p>問4 昨年、花火大会があった際に、牛3頭が死亡した事例があるが、家畜共済の対象となったのか。</p> <p>答4 当該事例は、花火大会の影響によるものかはわからないが、家畜共済に加入していたため補償の対象となり、共済金が支払われている。</p> <p>問5 今後もそのような事故は対象となるのか。</p> <p>答5 対象となる共済に加入していれば今後も対象となるが、除外することとすれば対象とならない。そういった選択肢がふえたので、農家にとっては自身の経営に基づく補償が選べるというメリットが、今回の条例改正により生まれるものと考え</p>

ている。

問6 特定園芸施設について、耐用年数が経過しているものは園芸施設共済の対象とならないということか。

答6 耐用年数を相当程度経過しているものを除外することができるようになるものであり、除外しなければ、今後も対象となる。

問7 今回の改正について、農家に対して説明はできているか。

答7 議会で可決された後に説明するよう考えており、農会長会等あらゆる場所で資料を配付するなどして、説明を行いたいと考えている。

問8 今後、農業共済は市の事務ではなくなり県に移行する。そうなれば、事故の際に現地確認や手続等の対応が遅くなるのではないか。

答8 現在の農業共済連合組合を母体として、新たに兵庫県農業共済組合を設立することを県下26市町と組合で検討しており、県下で1つの共済組合を設立するものとなる。令和2年4月から兵庫県農業共済組合の事務となり、事務所は三田市となる予定である。移行後は、本市で農業共済の事務は行わないが、事務所には本市職員も出向し、事務を行うことになると考えられる。事務所は遠くなるが、西谷地域の状況を誰もわからないということではなく、現在と遜色のない対応ができると考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第64号 宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例の制定について	
議案の概要	
<p>西谷地域の行政機関集約化、防災拠点の強化を目的とした耐震改修工事を本年8月から開始することに伴い、7月末をもって宝塚市立自然休養村センターを閉鎖するため、条例を廃止しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	災害時には2階の会議室が作戦の指揮所になるとのことであるが、それ以外の部分についても利用できる。避難施設的な利用は考えていないのか。
答1	西谷地域では、西谷小・中学校を指定避難所として、宝塚自然の家及び武田尾公会堂を予備避難所として、西谷憩いの家及び宝塚シニアコミュニティを福祉避難所として、それぞれ指定しており、その運用に変更はない。今回自然休養村センターを廃止し、行政を集約する目的の一つとして、西谷地域での災害対応において、常備消防、消防団、災害対策本部の各班など、関係者が一堂に会する場所がなかったため、その場所を設け情報の一元化と迅速で的確な対応を心がけていくということもあり、その目的で運用していきたいと考えている。
問2	地元では、イチゴ狩りや芋掘り、サイクリングなど観光地として取り組んでいる。これまで、自然休養村センターは、観光や農林漁業の振興を図り、市民に対して健全な休養の場を提供する目的であったが、それは完全になくすということか。
答2	平成28年に、自然休養村センターを廃止し北部地域における行政活動の拠点とする位置づけとした際に、あわせて向かいにある西谷ふれあい夢プラザを西谷地域の観光情報や文化活動等の発信の場、市民の交流の場と位置づけた。その位置づけに基づき、今後地域で効果的な観光案内を検討し、できることから実施していきたい。また、地域の観光農園や各施設が主体となって西谷観光組合を組織しており、案内チラシやホームページ等でPRを図っている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第65号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第66号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

上下水道事業審議会における審議をより深いものとするを目的として、審議会の委員構成を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 委員数と構成のあり方

<質疑の概要>

問1 近隣市の中で、伊丹市と三田市は同様の審議会を常設していないが、運用上は常設しなくてもよいものなのか。

答1 法律上、審議会は「置くことができる」ものであるため常設の必要はないが、例えば三田市では水道事業経営戦略など重要案件を審議する際は懇話会という形で審議会に相当する組織をつくり、策定や見直しなどを行っているとしている。

問2 上下水道事業審議会の委員構成を変更するのは、今までの委員構成や人数では何か問題があったからか。今回、委員総数を減らし、委員構成を見直すきっかけ、目的は。

答2 上下水道事業審議会での議論がマンネリ化しているとの指摘が委員の中からも若干あった。改正の目的は委員からより多くの意見をもらい上下水道事業審議会における審議をより深いものとするためであるが、これまで知識経験者では同じ経営学の分野から2人、市内の公共的団体等の代表者では構成メンバーが似通った団体からの選出が複数あったため、今回整理し、公募による市民の数はそのままにして委員数の均衡を図り、より市民の活発な意見を聞くことができるようにしたいと考えたものである。

問3 委員構成や人数を変えることで上下水道事業審議会での議論が活性化するとは思えない。上下水道事業審議会の開催前に委員への資料提供や内容説明などの事前準備はいつ行っているか。審議をどのように活性化させる考えなのか。

答3 基本的に上下水道事業審議会開催の1週間前までに委員に当日の説明資料が届くようにしている。今後、事前の資料配付だけでなく、例えば簡単な説明のメモの添付や、委員から問い合わせがあれば事前説明を行うなど工夫しながら、審議の活性化のため努力していきたい。

問4 事前に電話を委員に1本入れるだけでもよい。ほかの審議会にも言えることだが、議論が活性化しないのは審議会開催前のそうした事前準備が不十分だからでは

ないのか。

答 4 審議会は本来、重要事項を審議していただく役割を持っており、そこで議論してもらうための準備は大事なことである。庁内の審議会における審議の活性化のため、やり方を含め一度全て見直しをしていきたい。

問 5 上下水道事業審議会の委員のうち、知識経験者として平成 27 年度より前は大学教授が入っていたが、それ以降は准教授だけである。充て職ではなく、1 人でも専門の教授に入ってもらえないか。議論を仕切る知識経験者が必要だと思うが。

答 5 議論を引っ張っていく役割は必要と思うが、知識経験者の役職にはこだわっていない。委員長への事前調整を十分行い、引き続き活発な審議をお願いしていく。

問 6 大切な決定の場に市民が参画するという意味で、委員構成の中で公募市民の割合が 3 分の 1 になることはいいことと思うが、新しく委員になるとそれまでの上下水道事業審議会での審議の経緯がわかりづらい。そのために議論が迷走する心配もあるのでは。

答 6 委員の任期は 2 年で、公募市民が交代すると新委員は以前の審議について知識が十分でないことはある。そのため、例えば下水道使用料改定についての審議の場合は、新委員にそれまでの議論や答申の内容を事前に説明し、委員共通理解の上で審議していただくよう工夫をしている。公募市民に限らず、委員が交代しても引き続き議論が継続できるよう、委員への事前説明を今後も十分行っていく。

問 7 福祉分野で、例えば病院では人工透析の場合や福祉施設、介護施設などでも水道水を多く利用する。委員の中で、公共的団体の代表に福祉分野の関係者が入ったことはこれまでにあったか。そのあたりを検討してほしいが。

答 7 上下水道事業審議会では、これまで公共的団体の代表の中に福祉関係の事業者が入ったことはなかった。

問 8 委員数を減らすことで議論が活性化するというのは理解しにくい。上下水道事業審議会では専門用語も多く、知識経験者にとってはいいが公共的団体の代表や公募市民には内容がわかりにくい。委員が少ないから発言しにくいとか、偏った意見が出るなど、委員数を減らすことによるデメリットもあるのではないか。

答 8 委員数が減ることは、よりたくさんの方の意見を聞くという意味ではデメリットになる。デメリットが全くないことはないと思うが、委員数を減らし上下水道事業審議会でも各委員から十分な意見が出て審議が深くなるほうを選択した。

問 9 委員が多くて議論があったため、2 時間の会議時間が超過したようなことはこれまでにあったか。

答 9 平成 26 年度の下水道使用料改定の審議の際は議論が活発でそうしたこともあつ

<p>た。委員数が減ることによるデメリットは、上下水道事業審議会開催前の事務局の事前準備や委員長との協議、公募市民の勉強会などを行うことで、弊害が出ない形で進めていきたい。</p>
<p><委員から修正案の提出> (修正案の概要)</p> <p>今後の上下水道事業の運営や経営の審議に委員数を大きく減少することは、市民の声も踏まえ十分な審議ができるか危惧するため、少なくとも市内の公共的団体等の代表者の事業者の代表として、宝塚商工会議所及び宝塚料飲綜合組合について審議に加わることが適切と考えるとして、委員総数の『「12人」を「9人」を「12人」を「10人」』に、市内の公共的団体等の代表者『「5人」を「3人」を「5人」を「4人」』に改めるもの。</p>
<p>自由討議</p> <p>委員A 修正案において、宝塚商工会議所及び宝塚料飲綜合組合について審議に加わることが適切と考える理由は。</p> <p>委員B 市内の公共的団体等への水道事業の影響の大きさを考えると、宝塚商工会議所は土木業や建築業なども含めた広い団体であるため、宝塚商工会議所だけで料飲関係も代表しているとするのはふさわしくない。これまでの委員構成を見ても、市内の公共的団体等の代表者として宝塚料飲綜合組合からも委員がずっと出ており、継続して委員になってもらうことで、より団体の意見を反映できると考える。</p>
<p>質 疑</p> <p>問10 委員構成の中に宝塚料飲綜合組合が市内の公共的団体等の代表者としてこれまで入っていた理由は。</p> <p>答10 宝塚料飲綜合組合が委員構成の中に入っている当初の理由は詳しくはわからないが、現在お願いしているのは水道使用量が相当数あるものとして市内の公共的団体等の代表者と考えているためである。</p> <p>問11 飲食店も規模の大小があり水道使用量が多いとも限らない。ホテル、旅館、工場系も水道使用量が多いと思うが、どこで意見集約していると考えているのか。</p> <p>答11 そうした業態も宝塚商工会議所が意見を取りまとめていると考えている。</p> <p>問12 宝塚商工会議所や宝塚料飲綜合組合に、上下水道事業審議会の委員構成が変わり市内の公共的団体等の代表者として委員が1人になることは説明しているのか。</p>

議会の議決後に条例改正のため変更になったと伝えるのか。

答 1 2 現在の委員や団体へは説明は行っていない。上下水道事業審議会は条例に基づき設置されるもので、優先されるべきは条例であり説明は条例可決後と考えている。委員改選時期はことしの 11 月であり、次期委員をお願いするときに十分説明し、御理解いただいきたい。

討 論 なし

審 査 結 果 修正可決（賛成多数）

- ・修正案 可決（賛成多数 賛成 6 人、反対 1 人）
- ・修正部分を除く原案 可決（全員一致）

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第67号 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
水道事業においては計画給水人口及び1日最大給水量を、下水道事業においては計画排水人口を、それぞれ見直すため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	条例で定める経営の規模として、水道事業において計画給水人口は1千人減らし、下水道事業において計画排水人口は3千人弱ふやしているが、ふえる要素は何か。
答1	下水道事業においては、下水道法により、上位計画である県の流域関連公共下水道事業計画に基づきそれに適合した認可を受けることとされており、計画策定に当たり県が根拠として採用している兵庫県将来推計人口は少し前のものであるため、人口が上昇傾向のままとなっている。次期の事業認可変更を行う令和7年には最新のトレンドで人口減少傾向での計画に見直されるものと考えている。
問2	市では排水量を独自に計測しているわけではなく、給水量から排水量を算出しているため、計画上は排水人口がふえているが実際は排水人口が減った場合、実際の料金収入と計画は合わなくなるのではないかと。給水人口に見合った下水道使用料しか徴収しないと計画との差が広がることになる。それとも、給水は不要で、排水のみ行われている建物が市内にあるのか。
答2	実際の水道使用量に見合う下水道使用料を徴収しているため、計画上の人口の増減が即座にそのまま料金に反映するわけではない。また、水道と井戸水を併用している場合、井戸水にメーターを設置し、上下水道局にその使用量の申請をしてもらい下水道使用料を算定すると条例で定められており、市内にもそうした事業者がある。
問3	井戸水を使用するという申請が市に上がっているのは、何件あるのか。
答3	市内のゴルフ場などで専用水道を設置し地下水を利用するという申請があり、市内で合計7件程度である。各家庭からのそうした申請は基本的にない。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第68号 宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定に係る更新制度が導入されることを受け、指定の更新の申込みに係る手数料を新たに設定するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第69号 訴えの提起について
議案の概要
市営住宅の明渡しを請求するため、訴えの提起をしようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 家賃の滞納が平成15年から発生し、15年以上経過してこれから訴えを提起し、解決するまでにまだ時間がかかると思われるが、なぜこれほど時間がかかるのか。
答1 時間がかかっていることは大きな問題であると認識している。本来なら、滞納が発生した時点で何らかの措置を講じるべきであったが、今日に至るまで断続的に、滞納があつて、納付指導を行い、支払いがあつて、滞納するということが繰り返されたため、次の段階に進めなかったという状況である。
問2 こうした折衝の際に、段階的に弁護士を入れることを市は考えていないのか。
答2 今現在、弁護士に折衝をお願いすることは考えていない。やはり市職員が入居者と直接話をし、生活実態をつかむことがまず第一と考える。その上で、必要であれば、せいかつ応援センターにつなぐなどの措置を講じることが必要であるが、弁護士には法に裏づけられたいろいろな考えがあるので、そうした部分については今後検討していきたい。
問3 問題解決に長時間かかることを避けるためにも、積極的に弁護士の活用を考えてもよいのでは。早期に弁護士が入ると法的拘束力が生まれることもあり、15年もかかることはなくなるのではないか。
答3 今回のように15年もかけることはあつてはいけないことで、条例に「3カ月以上の滞納が発生した時点」とあるとおり、今後それを目途に対応していくことが必要と考えている。
問4 過去10年間における同様事例の滞納家賃について、平成30年度末の未回収残高がまだ同様事例の各案件について存在するが、相手方にはいつまで請求できるのか。相手方の住所等がわからなくなればどうするのか。
答4 提訴の場合の債権は10年たつと消滅時効にかかるため、相手方が時効の援用をすると債権が失われる。市営住宅を退去した相手方には現在弁護士法人に委託して請求を続けている。住所がわからなくなると弁護士法に基づき旧住所の役所に問い合わせて住所を把握するが、それでも住所が不明の人がいると探しようがない。

問5 家賃の滞納を繰り返す入居者への福祉的なアプローチは。

答5 障がい者や生活保護対象者等には従前から関係課がかかわっている。ほかにも、失業など突発的なことがあれば、入居者の生活状況に合わせ、家賃を一時的に半額程度減免するなどしている。家賃の滞納が一、二カ月あれば注意して話を聞き、生活が苦しいなど話しにくいときはせいかつ応援センターを紹介するなどしている。

問6 家賃滞納の場合、指定管理者はどこまでかかわるのか。市は指定管理者と情報交換をする中で、滞納の話が何回か出ればかかわっていくのか。

答6 指定管理者は市のマニュアルに基づいて督促していくが、市と指定管理者は毎週協議しており、相手の状況も確認しながら、例えば相手の反応がない場合など、必要となれば市職員が対応する。

問7 同様事例の滞納家賃の回収状況を見るとほとんど回収できていない。払えるなら滞納もしないし、ぎりぎりの生活状況でほかに引っ越しもできず、市営住宅に住み続けていると家賃滞納がさらにふえるという負の連鎖である。根本的な解決方法を考えないといけないと思うが、本人が家賃を払える状況でない場合、例えば破産宣告を受けるケースはあるのか。

答7 本人に確認できたわけではないが、1件自己破産を申請しているという話は聞いている。その方は、現在、生活保護を受給しているといった例がある。

問8 滞納が始まった初期の段階で対応をうまくしないと同じことの繰り返しである。指定管理者制度をとっていることが問題なのではなく、初期対応のための市の人員強化が必要である。例えば家賃の徴収に市税収納課の収納チームが動くことはあるか。

答8 市営住宅の滞納家賃の徴収には住まい政策課の職員が行っている。

問9 滞納者にとっては、滞納額がふえるほど支払いの相談にも行きにくい。支払いの相談など初期の対応が大事であり、もう少し親切丁寧に生活実態を把握し、滞納額がふえる前に、例えば減免申請や、入居者家族の学費助成のために教育部門で相談を受けるよう案内するなど、庁内連携がもっとできないのか。

答9 丁寧な対応をしているがために時間がかかっているという面もある。それぞれのケースによって市職員は対応しているが、庁内で改善ができることはやっけていき、住民に寄り添って未収金をなくしていくよう、庁内でも共通理解を図っていく。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和元年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第71号 市道路線の認定について 議案第72号 市道路線の認定について 議案第73号 市道路線の認定について 議案第74号 市道路線の認定変更について
議案の概要 (議案第71号～議案第73号) 都市計画法に基づく土地の帰属により新規認定をしようとするもの。 (議案第74号) 都市計画法に基づく土地の帰属により終点地番の変更をしようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 議案第71号の市道1001号線の北側に続く阪急電鉄宝塚線の踏切は斜めに走っていて、幅が狭く大型の緊急車両は通れない。踏切を拡幅して、まっすぐにしてほしいという地元要望も出ているが、今回のようにそれに続いている道路が開発で整備されるとそれが望めなくなるのでは。市の考えは。 答1 今回の開発により踏切の改良計画も一定拘束されるわけではない。阪急電鉄宝塚線の各踏切の機能分担を阪急電鉄(株)と協議し、それぞれの踏切の対応方針を考えていく。 問2 その踏切について、緊急車両の通行に支障は出ているのか。 答2 小型ポンプ車や救急車などは通行可能である。大型緊急車両は迂回し、北側地域の災害防除に当たっている。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 議案第71号 可決(全員一致) 議案第72号 可決(全員一致) 議案第73号 可決(全員一致) 議案第74号 可決(全員一致)